

観音寺市新学校給食センター整備運営事業
要求水準書 新旧対照表 (令和5年2月13日修正)

	新	旧
別添資料5	3 頁目以降に【伊吹小学校、伊吹中学校における特記事項】を追記。	記載無

観音寺市新学校給食センター整備運営事業
事業契約書（案） 新旧対照表（令和5年2月13日修正）

	新	旧
第18条	<p>（本契約等の書類間の適用順位）</p> <p>本契約等の記載に齟齬がある場合には、本契約、基本協定書、募集要項等に関する個別対話結果、募集要項等に関する質問回答書、募集要項、要求水準書、提案書類（ただし、提案書類の内容が、募集要項等に関する個別対話結果、募集要項等に関する質問回答書、募集要項及び要求水準書で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して提案書類はこれらに優先する。）の順にその解釈が優先する。</p>	<p>（本契約等の書類間の適用順位）</p> <p>本契約等の記載に齟齬がある場合には、本契約、基本協定書、募集要項に対する質問及び答書、募集要項、要求水準書、提案書類（ただし、提案書類の内容が、募集要項に対する質問及び回答書、募集要項及び要求水準書で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して提案書類はこれらに優先する。）の順にその解釈が優先する。</p>
第19条 2(5)	銀行又は観音寺市長が確実と認める金融機関の保証又は保証事業会社の保証	銀行又は観音寺市長が確実と認める金融機関の保証及び公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
第19条 4(2)	設計・建設業務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証がなされたとき。	設計・建設業務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証がなされたとき。